

住宅ローン契約規定 新旧対照表

旧	新
本規定は、株式会社ジャパンネット銀行（以下「当社」といいます）の住宅ローン（元利均等型）を利用する個人（以下「お客さま」といいます）が、「住宅ローン契約書」により当社と締結した住宅ローン契約（以下「本契約」といいます）に基づくお借り入れに対し適用されます。本規定の定めのない事項については、別途契約する「抵当権設定契約証書」の規定の他、当社ホームページに掲載するジャパンネット銀行取引規定等すべて当社の定めるところによるものとします。	住宅ローン契約規定（以下「本規定」といいます） は、株式会社ジャパンネット銀行（以下「当社」といいます）の住宅ローン（元利均等型）を利用する個人（以下「お客さま」といいます）が、「住宅ローン契約書」により当社と締結した住宅ローン契約（以下「本契約」といいます）に基づくお借り入れに対し適用されます。 なお、金銭をお客さまの保有する当社の口座への振り込みその他の方法により実際に交付するまでは、本契約は成立しないこととします。 本規定の定めのない事項については、別途契約する「抵当権設定契約証書」の規定の他、当社ホームページに掲載するジャパンネット銀行取引規定等すべて当社の定めるところによるものとします。
第14 条 連帯保証 1. 連帯保証人は、お客さまが本契約に基づき負担する一切の債務について、お客さまと連帯して保証債務を負い、その履行については本契約に従うものとします。 2. 連帯保証人は、お客さまの当社に対する預金その他の債権をもって相殺は行わないものとします。 3. 連帯保証人は、当社が他の担保または保証を変更、解約等しても、免責を主張することができないものとします。 4. 連帯保証人が本契約による保証債務を履行した場合、代位によって当社から取得した権利はお客さまと当社との間に、本契約による残債務または連帯保証人が保証している他の契約による残債務がある場合には、当社の同意がなければこれを行使しないものとします。 5. 連帯保証人がお客さまと当社との取引について他に保証をしている場合には、その保証はこの保証契約により変更されないものとし、また、ほかに限度額の定めのある保証をしている場合には、その保証限度額にこの保証の額を加えるものとします。連帯保証人がお客さまと当社の取引について、将来他に保証した場合も同様とします。 6. 返済条件の変更等、その他本契約が変更されても、この保証契約の内容および効力は一切影響を受けないものとします。	第14 条 連帯保証 1. 連帯保証人は、お客さまが本契約に基づき負担する一切の債務について、お客さまと連帯して保証債務を負い、その履行については本契約に従うものとします。 2. 連帯保証人は、お客さまの当社に対する預金その他の債権をもって相殺は行わないものとします。 3. 連帯保証人は、当社が他の担保または保証を変更、解約等しても、免責を主張することができないものとします。 4. 当社より、連帯保証人およびこの債務を引き受けた者ならびにこれらの包括承継人のいずれかの者（以下、「連帯保証人等」といいます）の1人に対して履行の請求をしたときには、主たる債務者であるお客さまおよび他の連帯保証人等に対しても、その履行の請求の効力が生じるものとします。 5. 連帯保証人が本契約による保証債務を履行した場合、代位によって当社から取得した権利はお客さまと当社との間に、本契約による残債務または連帯保証人が保証している他の契約による残債務がある場合には、当社の同意がなければこれを行使しないものとします。 6. 連帯保証人がお客さまと当社との取引について他に保証をしている場合には、その保証はこの保証契約により変更されないものとし、また、ほかに限度額の定めのある保証をしている場合には、その保証限度額にこの保証の額を加えるものとします。連帯保証人がお客さまと当社の取引について、将来他に保証した場合も同様とします。 7. 返済条件の変更等、その他本契約が変更されても、この保証契約の内容および効力は一切影響を受けないものとします。
第23 条 届出事項の変更 1. 氏名、住所、電子メールアドレス、電話番号、勤務先等その他当社に届け出た事項に変更があったときは、お客さまは直ちに当社に当社所定の方法で届け出るものとします。この届出の不備や届出を遅滞または怠ったことにより生じた損害について当社は責任を負わないものとします。 2. (1) 家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始されたときは、直ちに成年後見人等の氏名その他の必要な事項を当社に書面で届け出るものとします。 (2) 家庭裁判所の審判により、任意後見監督人の選任がされたときは、直ちに任意後見人の氏名その他の必要な事項を書面によって当社に届け出るものとします。 (3) 既に補助・保佐・後見開始の審判を受けているとき、または、任意後見監督人の選任がされているときにも前記各号と同様に当社に届け出るものとします。 (4) 本項1 号から3 号までの届出事項に取消または変更が生じたときも同様に当社に届け出るものとします。 (5) 本項1 号から4 号までの届出不備や届出を遅滞または怠ったことにより生じた損害については、当社は責任を負わないものとします。	第23 条 届出事項の変更 1. 氏名、住所、電子メールアドレス、電話番号、勤務先等その他当社に届け出た事項に変更があったときは、お客さまは直ちに当社に当社所定の方法で届け出るものとします。この届出の不備や届出を遅滞または怠ったことにより生じた損害について当社は責任を負わないものとします。 2. (1) 家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始されたときは、直ちに成年後見人等の氏名その他の必要な事項を当社に書面で届け出るものとします。 (2) 家庭裁判所の審判により、任意後見監督人の選任がされたときは、直ちに任意後見人の氏名その他の必要な事項を書面によって当社に届け出るものとします。 (3) 既に補助・保佐・後見開始の審判を受けているとき、または、任意後見監督人の選任がされているときにも前記各号と同様に当社に届け出るものとします。 (4) 本項1号から3号までの届出事項に取消または変更が生じたときも同様に当社に届け出るものとします。 (5) 補助人、保佐人、後見人について、家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始された場合も、同様に当社に届け出るものとします。 (6) 本項1号から5号までの届出不備や届出を遅滞または怠ったことにより生じた損害については、当社は責任を負わないものとします。
第27条 規定の変更 本規定の内容を変更する場合は、原則として変更日および変更内容を当社ホームページで相当期間公表することにより告知したうえで変更するものとします。この場合、変更日以降は変更後の規定が適用されるものとします。	第27条 規定の変更 1. 本規定の各条項その他の条件は、金融情勢その他状況の変化等相応の事由があると認められる場合には、民法548条の4の規定に基づき、変更するものとします。 2. 前項の変更は、変更を行う旨、変更後の規定の内容、その効力発生時期を、インターネット、またはその他相当の方法で公表することにより周知します。 3. 前二項の変更は、公表の際に定める適用開始日から適用されるものとし、公表の日から適用開始日まででは変更の内容に応じて相当の期間をおくものとします。
(新設)	第30条 情報提供への同意 1. お客さまは、連帯保証人（お客さまからの委託を受けない連帯保証人を含みます）から当社に対して請求があったときには、当社が、連帯保証人に対して、民法458条の2所定の情報（主たる債務の元本および主たる債務に関する利息、違約金、損害賠償その他債務に従たるすべてのものについての不履行の有無ならびにこれらの残額およびそのうち弁済期が到来しているものの額）を提供することに同意するものとします。 2. お客さまは、お客さまが期限の利益を喪失した場合には、当社は、直ちに連帯保証人（お客さまからの委託を受けない連帯保証人を含みます）に対して、期限の利益を喪失した事実その他の関連する事実を伝えることに同意するものとします。
(新設)	第31条 連帯保証人等への履行請求に関する同意 お客さまは、連帯保証人等への履行の請求が、主たる債務者であるお客さまに対してもその履行の請求の効力が生じることに同意するものとします。
第30条 その他特約事項 お客さまは当社の営業時間内であっても、機械の故障、停電、その他当社の責めによらない事由により取引ができないことがあることを承認します。	第32条 その他特約事項 お客さまは当社の営業時間内であっても、機械の故障、停電、その他当社の責めによらない事由により取引ができないことがあることを承認します。